

第4章 ごみ処理基本計画

1) 計画の基本方針

(1) 基本理念

近年、ごみを取り巻く環境が大きく変化している中で、「ごみをいかに減らし、かつ資源として循環させるか」という施策を確立し、循環型社会の構築を目指すことが求められている。

ごみの発生・排出抑制、資源化・再生利用、適正処理のあり方とその方向性を示すにあたって、本計画の基本理念を以下のように設定する。

《基本目標》

持続可能な循環型社会構築を目指す まちづくり

ごみそのものの発生を抑制し、排出されるごみを資源として出来る限り再利用や再資源化を進めるとともに、有限な資源を次世代に引き継ぐ、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを目指す。

(2) 基本的な視点

基本理念を実現するため、以下に示す基本的な視点に基づき本計画を策定する

《基本的な視点》

①主体性のある計画

国、県、その他の関連する諸計画との整合性を図り、本市の特性を加味する。

②市民・事業者・行政連携の計画

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、互いに連携を図る。

③実効性・実現性のある計画

循環型社会を構築するために実効性と具体性を持たせる。

④現状の問題点に対応した計画

本市が抱える具体的な問題点の解決を目指す。

(3) 基本方針

基本的な視点を基に基本理念を実現するため、本市のごみ処理における現状と課題を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように設定する。

基本方針1 ごみの減量・リサイクルの推進

ごみそのものの削減を基本とし、排出されたごみに対して可能な限りの資源化を行う。

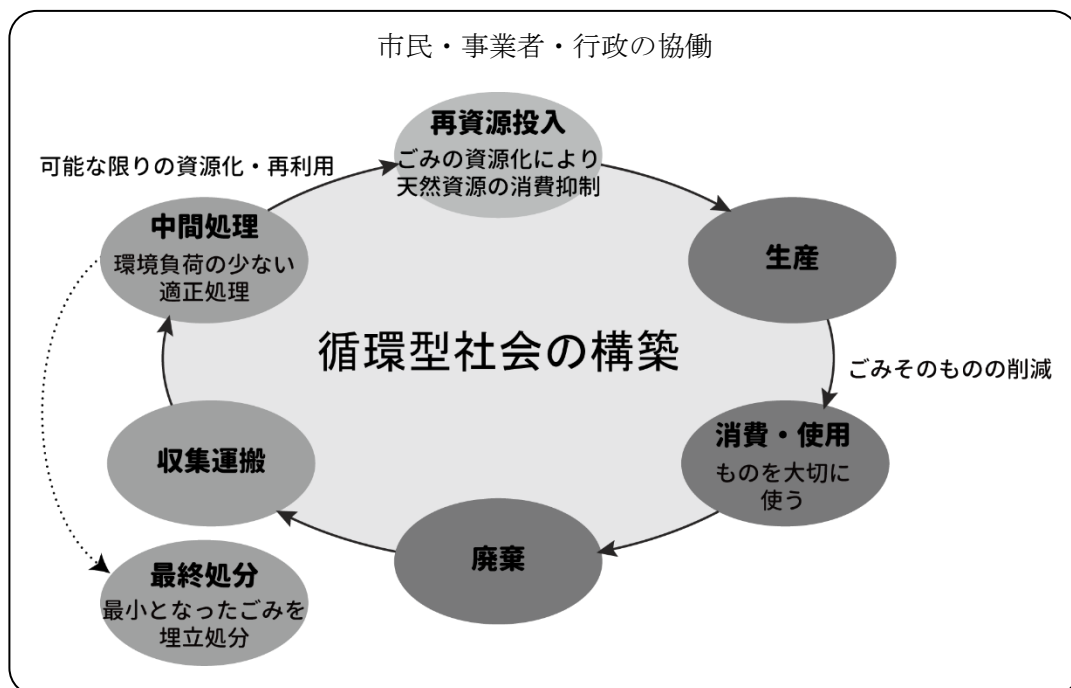
基本方針2 環境に配慮した適正な処理の推進

排出されたごみに対して、可能な限り環境負荷の少ない適正な処理を基本とする。

基本方針3 三者協働による取り組みの推進

市民・事業者・行政の役割を明確にし、三者協働による取り組みを推進する。

図4-1 循環型社会の構築の概念図



(4) 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とする。なお、計画の進捗状況や社会的情勢等を見ながら、必要に応じて見直しを行うものとする。

H18	H27	H28	H37
可児市一般廃棄物処理計画（H18～）		可児市一般廃棄物処理計画（H28～）	

(5) 計画処理区域

計画処理区域は、本市全域とする。

(6) 処理主体

現況におけるごみ分類の処理主体を表4-1に示す。なお、当面の間は現状の体制を維持していくが、今後、本市のごみ処理を取り巻く状況の変化に応じて、可茂衛生施設利用組合、その他関係機関と協議した上で見直していくこととする。

表4-1 ごみ分類別の処理主体

ごみの分類	排出抑制	分別	収集・運搬	処理・処分
可燃ごみ	排出者	排出者	委託業者 許可業者	組合 許可業者
不燃ごみ			委託業者 許可業者	市 組合
粗大ごみ			委託業者 許可業者	組合
リサイクル資源			委託業者 許可業者	組合 資源化業者
その他ごみ			市 資源化業者	組合 資源化業者

※ 組合：可茂衛生施設利用組合

2) 計画の基本目標

(1) 基本目標

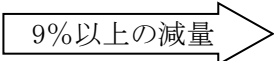
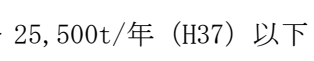
本市においては、平成 21 年度以降、ごみ総排出量は減少傾向となっている。しかし、生活系の可燃ごみの市民一人当たりの排出量（原単位）は増加傾向となっている。

また、リサイクル率に関しては、市内のスーパー等で店頭回収が行われている影響もあり、リサイクル率の減少が見られる。そこで、排出量に関しては、生活系の可燃ごみの減量化及び集団回収による資源化率の向上を目指していく。

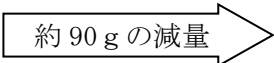
以上の点を総合的に勘案し、総排出量の減量と資源化率の向上を目指して、本計画における基本目標を総排出量の削減、生活系可燃ごみ原単位の削減、集団回収の原単位の維持の3つに設定し、各目標数値を以下のように設定する。

《基本目標》

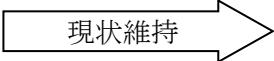
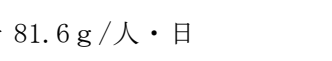
① ごみ総排出量

27,998.7t/年（H37 現状維持値）  9%以上の減量  25,500t/年（H37）以下

② 生活系可燃ごみ原単位の削減

483.8 g/人・日（H26 実績値）  約 90 g の減量  400g/人・日（H37）以下

③ 集団回収の原単位の維持

81.5 g/人・日（H26 実績値）  現状維持  81.6 g/人・日
(H37 原単位ベース)

(2) 推計ケース

将来のごみ排出量の見通しは、施策の実施の有無で大きく2つのケースに分かれる。現行施策のみを今後継続して実施した場合を「現状推移ケース」とし、現行施策に加えて新規施策を実施した場合を「目標達成ケース」とする。

新規施策としては、生活系可燃ごみの減量、集団回収量の維持を図る。

なお、現状推移ケースにおけるごみ排出量の推計結果は、第3章に示したものである。

(3) ごみ排出量・資源物回収量の見込み

目標達成ケースにおけるごみ排出量の推計結果を図4-2、表4-2に示す。計画目標年度である平成37年度におけるごみ排出量は、生活系ごみ17,932.8t/年、事業系ごみ7,353.3t/年で、合計25,286.1t/年になるものと見込まれる。平成37年度において現状で推移した場合と比較すると2,712.6t減量されていることになる。

図4-2 目標達成時におけるごみ排出量

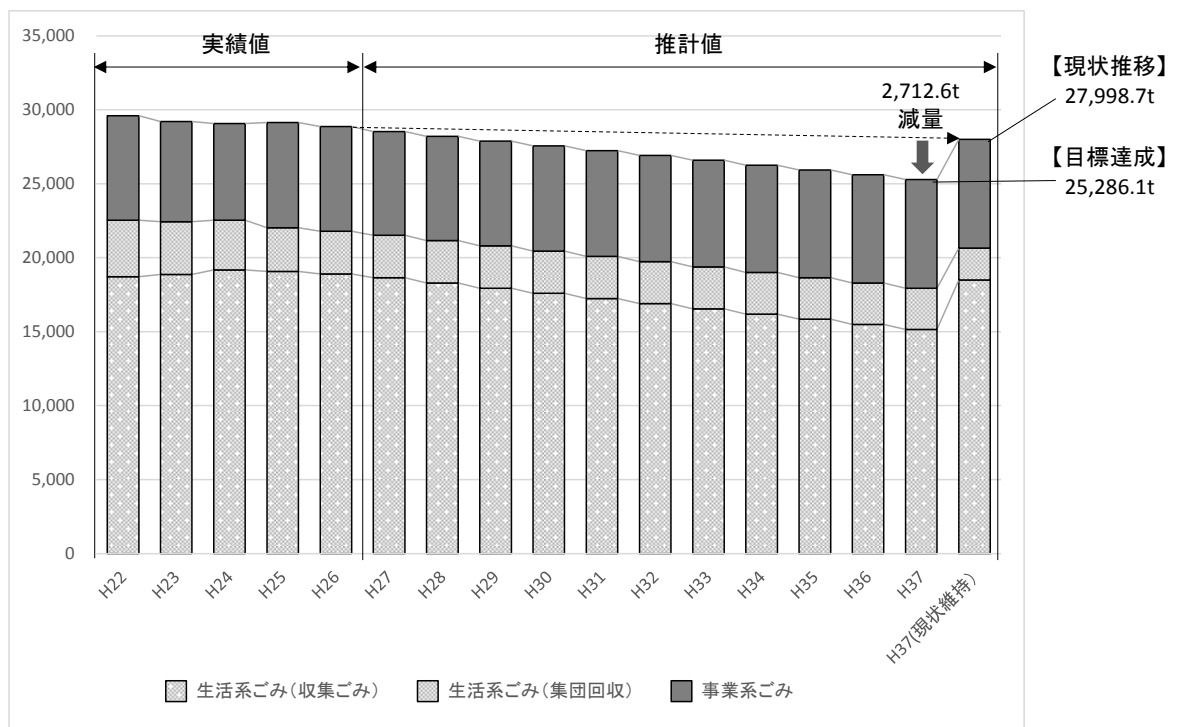


表4-2 目標達成時におけるごみ排出量

項 目		H26 実績値 (t)	推計値			
			H37 現状維持 ケース (t)	対 H26 の 増加率 (%)	H37 目標達成 ケース (t)	対 H26 の 増加率 (%)
生活系ごみ	収集ごみ	18,900.5	18,497.7	-2.13	15,149.7	-19.84
	集団回収	2,881.6	2,147.7	-25.47	2,783.1	-3.42
事業系ごみ		7,078.6	7,353.3	3.88	7,353.3	3.88
総排出量		28,860.7	27,998.7	-2.99	25,286.1	-12.39

3) 基本施策

(1) ごみの減量・リサイクルの推進

① ごみの減量・リサイクルに対する意識の啓発

施策1 市民の自主的な活動につながるPRの推進

市民アンケート調査結果(P.118 参照)より、市民の約80%が「ごみ・リサイクル資源収集日程表」により情報を収集している。紙媒体による情報提供の有効性と重要性も確認され、今後もわかりやすい情報提供が必要である。また、説明会やイベント等の機会を通じて、本市におけるごみの現状や問題点についての情報を提供し、ごみに関する市民の意識向上を図る。また、リフューズ(Refuse:発生抑制)、リデュース(Reduce:排出抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)の4Rについて啓発し、市民一人ひとりが「ごみになるものは購入せず、ごみの減量や再使用を心がけ、ごみは正しく分別する」というライフスタイルを確立し、自主的に活動できるように努める。

【主な取り組み内容】

- 広報紙等によるごみに関するわかりやすい情報の提供

施策2 ホームページを活用した情報提供の充実

最近の情報機器の普及は著しく、市民がごみの減量・リサイクルの具体的な活動に取り組みやすいように、ホームページの有効な利用が必要となっている。前出のアンケート結果からは、利用割合が低い状況となっているが、今後、内容の充実を図り、家庭で簡単にできる減量・リサイクルの方法等の情報を提供することにより、リサイクルの意識向上を図る。また、電子メールの活用により、市民からの疑問・質問に対して速やかに回答する。

【主な取り組み内容】

- ホームページにおけるごみ関連情報の充実
- メールによるごみに関する質問等への対応

施策3 エコドームの利用促進

市民のリサイクルに対する意識を高めるとともに、資源回収をさらに促進し、リサイクル率の向上を図るため、エコドームの効果的な利用が重要となる。

今後もエコドームについて広くPRし、市民の利用を促進する。

【主な取り組み内容】

- エコドームの利用促進

施策4 学校等における意識啓発

ごみの発生状況や処理の流れ、ごみが環境に与える影響等、身近な問題を通じて子どもたちが環境に関心を持つように、小中学校における児童生徒の各段階に応じた環境教育の内容の充実を図る。また、子どもから大人まで幅広い年齢層が学習できるように、ごみや環境に関する生涯学習講座の内容を充実するとともに、市民の参加を促進する。

【主な取り組み内容】

- 学校における環境学習の内容充実
- 環境に関する生涯学習講座の開催

施策5 エコサイクルプラザ等の利用促進

ささゆりクリーンパークのPRを強化し、可燃ごみ処理施設・リサイクル施設・啓発施設からなるエコサイクルプラザの見学・利用を促進する。また、同敷地内に併設されている「わくわく体験館」や「遊林の森」のPRにも努め、施設の利用を促進する中で、体験を通じた環境保全に対する意識の向上を図る。

【主な取り組み内容】

- ささゆりクリーンパークのPR推進
- 環境学習施設の利用状況の把握及び利用促進

② 生活系ごみの排出抑制

施策6 店頭回収実施店舗の調査及び情報提供

市民アンケートの結果（P.114 参照）から、ペットボトルやトレイ等の排出先として、買い物時に店頭回収を利用していることがわかる。循環型社会構築に寄与する施策として、店頭回収を実施している店舗を調査し情報提供していく。

【主な取り組み内容】

- 店頭回収実施店舗の調査及び情報提供

施策7 資源集団回収の促進

小中学校PTA等で行われている資源集団回収について、奨励金の交付を今後も継続して行い、活動の活性化を図るとともにさらなる資源化を促進する。また、市民に対しては、資源集団回収の利用について継続的に啓発を行う。

【主な取り組み内容】

- 資源集団回収奨励金の交付
- 資源集団回収の利用に向けた啓発推進

施策8 家庭からの食品ロスの削減

食品ロス（食べ残し・期限切れ・食材の過剰除去等）により、まだ食べることのできるのに捨てられている食べ物が問題となっており、その半分は家庭から発生している状況である。大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らすことが、ごみの減量につながるとともに食費の削減にもなるため、食品ロスの削減について啓発を行う。

【主な取り組み内容】

- エコ・クッキングに関する情報の提供
- 食品ロス削減についてのPR

施策9 生ごみ処理機等の購入促進

現在実施している機械式生ごみ処理機、コンポスト容器、枝葉等粉砕機、密閉式発酵容器の購入補助事業を継続して実施するとともに、補助制度のPRを強化し、家庭から排出される生ごみや庭木の剪定枝等の減量化を図る。

【主な取り組み内容】

- 生ごみ処理機等の購入補助の継続実施
- 補助制度利用状況の把握及びPRの推進

施策10 エコショップ（環境にやさしい店）のPR推進

岐阜県が実施しているエコショップ認定制度についてPRし、市内におけるスーパーやデパート、コンビニエンスストア等の店舗に対してごみの減量化及びリサイクルの推進の積極的な取り組みを呼びかける。また、現在エコショップの認定を受けている店舗についてパンフレット等で紹介し、市民に対するPRを推進する。

【主な取り組み内容】

- 各店舗における取り組み推進の働きかけ
- エコショップ紹介パンフレットの配布

施策11 バイオマス事業の導入検討

循環型社会構築を推進するため、収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指すバイオマス産業都市構想を推進する。

【主な取り組み内容】

- 食品廃棄物を有効利用した堆肥化、メタン発酵の検討
- バイオマス産業都市構想の策定

可燃ごみとして排出されている草・剪定枝等については、市内で資源化処理を行う民間業者のPRを行い、民間での資源化を促進する。草・剪定枝の堆肥化をはじめとした資源化技術の調査・研究を実施し、市での分別収集・資源化の実施に向けた検討を行う。

【主な取り組み内容】

- 剪定枝資源化業者についての情報提供
- 剪定枝等の資源化技術の調査・研究

③ 事業系ごみの排出抑制

施策12 廃棄物減量計画書の提出要請

市内にある一定規模以上の事業所に対して「廃棄物減量計画書」の提出を要請し、減量目標を達成するように指導を行う。また、中小規模の事業所に対しても同計画書の自主的な作成を呼びかけ、事業者の自主的な活動により事業系ごみの減量化を図る。

【主な取り組み内容】

- 排出業者に対するごみ減量の指導
- 各事業所におけるごみ減量計画作成の呼びかけ

施策13 自己処理責任の周知徹底、指導強化

事業者に対して、ごみの自己処理責任（排出者が責任をもって処理する義務）について周知徹底するとともに、生活系ごみへの混入抑制を含め、事業系ごみの排出・分別についての指導を強化する。

【主な取り組み内容】

- 事業系ごみの排出責任の周知徹底
- 事業系ごみの排出ルールの徹底・指導

施策14 事業系ごみの減量・資源化の推進

事業所から出るオフィスごみの減量・資源化の推進とともに、食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物の有効利用を推進するため、今までごみとして処分されていたものを食品循環資源として再利用を図っていくことを啓発する。

【主な取り組み内容】

- 食品廃棄物有効利用に関する情報の提供、呼びかけ

施策15 ごみ処理施設における不適物排除の指導強化

ささゆりクリーンパークに搬入される事業系ごみについて、分別の徹底や不適物の排除を行うため、可茂衛生施設利用組合と協議の上、排出事業者や許可業者に対して搬入時の受入検査・指導を強化する。

【主な取り組み内容】

- ごみ搬入時における受入検査の徹底・指導

(2) 環境に配慮した適正な処理の推進

① 収集・運搬システムの適正化

施策16 効率的な収集・運搬体制の構築

現在の収集品目や新たに検討する品目に応じて、分別区分や収集頻度、収集形態等の見直しを行い、より効率的な収集運搬体制を構築する。

【主な取り組み内容】

- 収集運搬体制の見直しの検討

施策17 ごみステーションの適正な管理

可燃物・不燃物集積場やリサイクルステーションの設置・維持・管理に関して、市と市民がともに責任を持ち、清潔で安全かつ適正な管理ができるように、各自治会や賃貸住宅経営者（管理者）との協力による管理体制を構築する。

【主な取り組み内容】

- ごみステーションの状況把握
- 地域住民との連携による管理体制の構築

施策18 ごみ出しが困難な市民に対する支援の検討

今後、高齢化が進行し、高齢者人口の増加が見込まれること及び、身体の不自由等により自力でごみ出しが困難な市民を支援するため、ボランティアの協力等によるごみの出しやすい環境整備について検討する。

【主な取り組み内容】

- 高齢者等に対するボランティアによるごみ出し支援の推進

② 中間処理・最終処分システムの適正化

施策 19 中間処理施設の維持・整備

ごみの適正処理体制の構築を目指し、資源・エネルギーの有効利用や最終処分量の減量・減容化を図るため、可茂衛生施設利用組合と協議の上で、ささゆりクリーンパーク内の既存施設の維持・改修を計画的に実施する。

【主な取り組み内容】

- 施設の維持・改修の計画的な実施

施策 20 環境保全対策の推進

ごみ処理施設や最終処分場について、環境保全対策を引き続き実施し、適正な維持管理を行う。また、現有施設の更新時には、今後ますます強化される規制基準等を遵守できる公害防止設備を備えるものとし、稼働の際には規制物質等を定期的にモニタリングする等、二次公害防止に努め、地域住民の生活環境を保全する。

【主な取り組み内容】

- ごみ処理施設における環境保全対策の継続実施

施策 21 最終処分場の適正な管理

ささゆりクリーンパーク内にある最終処分場については、可茂衛生施設利用組合との連携により、今後も引き続き適正な管理を推進する。また、陶磁器類等の直接埋立を行っている市瓦礫処分場について、今後の排出状況を見ながら施設の拡充を図る。

【主な取り組み内容】

- 最終処分場の適正な管理の推進
- 埋立処分場の拡充及び新規施設の検討

③ その他の処理システムの適正化

施策 22 適正処理困難物への対応

タイヤや消火器をはじめとする適正な処理が困難な廃棄物や、医療系廃棄物、水銀等の人体や環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある廃棄物については、市としては収集・処理を行わないものとするが、処理が可能な民間業者の紹介等、適正な処理方法についての周知を図る。

【主な取り組み内容】

- 適正処理困難物処理方法の情報提供

施策 23 災害ごみへの対応

豪雨や火災、震災等により大量に発生する災害ごみについて、廃棄物の分別や一次集積場所の確保等を含めて、適切な処理ができる体制の整備に向けて、可茂衛生施設利用組合や構成市町村との連携により検討を進める。

【主な取り組み内容】

- 災害ごみ集積場所の確保の検討
- 周辺市町村及び組合との連携の強化
- 災害廃棄物処理計画の見直し

施策 24 不法投棄の防止

ごみ処理の排出者負担という考え方から市民・事業者に応じた負担が求められることに伴い、不法投棄の増加が懸念されるため、不法投棄の監視体制を充実させるとともに、違法行為に対して厳格に対応する。また、広報紙や事業者向けパンフレットにより適正な処理についての協力を呼びかけ、不法投棄の予防に努める。

【主な取り組み内容】

- 不法投棄監視体制の強化
- 不法投棄に対する厳格な指導・対応
- 不法投棄防止に向けた啓発資料の作成・配布

(3) 三者協働による取り組みの推進

① 市民の自主的な取り組みの促進

施策 25 ごみの分別精度の向上

ごみの分別区分や出し方について、ホームページへの掲載やパンフレット等の配布により、誰にでもわかりやすい形で情報提供を行い、分別ルールへの厳守や排出マナーの向上に向けた普及啓発を継続して行う。

【主な取り組み内容】

- ごみの出し方についての情報提供方法の工夫

施策 26 市民参加型イベントの開催

ごみの排出を抑制するとともにリサイクル資源の再利用（リユース）を進めるためのPRをする。また、ごみや環境をテーマとしたセミナーやシンポジウム等、市民参加型のイベントを開催し、ごみに対する理解を深める機会を提供する。

【主な取り組み内容】

- ごみや環境問題に関するセミナー等の開催

施策 27 各種活動団体への支援

ごみの減量やリサイクルに自主的に取り組んでいるグループ・団体等の活動内容を紹介し、市民や事業者の活動への参加を呼びかけるとともに、活動場所や情報の提供等の支援を行う。また、市民グループ、商業団体、消費者団体、NPO団体との連携により、市内における活動団体のネットワーク化を図る。

【主な取り組み内容】

- ごみ減量・リサイクル団体の活動紹介
- 各団体に対する活動場所及び情報の提供
- 活動団体のネットワーク化の推進

② 事業者における取り組みの支援・促進

施策 28 新たなごみ処理技術の開発支援

多様化し複雑化しているごみの処理に対応して、再生利用や環境に負荷をかけない適正な処理を重視した新たなごみ処理技術について、情報収集及び調査研究を進めるとともに、事業者との連携により技術開発への支援を行う。

【主な取り組み内容】

- 新たなごみ処理技術の調査研究
- 事業者との連携によるバイオマス利用等の技術開発の支援（情報提供等）

施策 29 拡大生産者責任制度の導入検討

現行制度においては、収集・運搬にあたる行政の負担が大きいことから、ごみの発生源である事業者に対して、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという拡大生産者責任を課し、事業者のリサイクル促進の取り組みを促す制度について調査・検討を行う。

【主な取り組み内容】

- 拡大生産者責任制度導入に向けた調査・検討

③ 行政における連携体制の整備

施策 30 三者の調整役として役割の推進

行政の役割として、廃棄物処理に関する計画や目標を設定するとともに、市民に対する情報公開や環境教育、活動支援等を行う。また、事業者に対してごみの減量・分別の指導を行う等、ごみ処理事業に関わる幅広い役割を担うとともに、市民・事業者・行政の三者が協働できる体制整備のための調整役として、資源循環型社会の実現にむけた取り組みを推進する。

【主な取り組み内容】

- 市民・事業者・行政の協働体制の構築

施策 31 関連部署・関係機関等との連携強化

ごみ処理行政の担う役割は大きく、適正なごみ処理を遂行することは重要な行政目標のひとつと位置付けられるため、他の関連部署や関係機関等との連携を強化し、協力、理解を得ながら、円滑な事業の推進を図る。

【主な取り組み内容】

- 庁内の関連部署との連携による事業の推進
- 関係機関等との連携体制の構築

4) 計画の推進

近年、ごみを取り巻く環境が大きく変化している中で、「ごみをいかに減らし、かつ資源として循環させるか」という新たな時代に適応した施策を確立し、循環型社会の構築を目指すことが求められている。

本計画は、ごみの発生・排出抑制、資源化・再利用、適正処理のあり方とその方向性を示すにあたり、「持続可能な循環社会構築を目指す まちづくり」を基本理念としている。

この基本理念を達成するためには、これまでの行政主体のごみ処理を推進するのではなく、市民や事業者も一体となった協働による取り組みが必要である。このため、市民・事業者・行政の三者がごみ処理の現状・問題点を認識するとともに、本計画の基本理念や基本目標等を共有化し、お互いに連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要となってくる。また、計画を推進するにあたっては、施策の進捗状況や見直し内容等について広報紙やホームページを活用して広く市民や事業者に公表し、それに対する意見を今後の施策に反映させていくこととする。また、計画管理及び実施の概念を図4-3に示す。

図4-3 推進体制の概念図

